

条例素案に対する執行部からの意見及び当該意見への対応案

○ 全般（条例の名称等）

	意見の概要	対応案
1	本条例が、県のみならず関係者が一丸となって県産材をはじめとする木材の利用を推し進めることをめざす条例であることをより明確にするために、誰かが誰かに働きかけて木材利用を促すことを意味する「促進」よりも、関係者一人一人の自発的な取組を期待する「推進」という用語を用いる方が良いのではないか。（農林水産部）	御意見を踏まえ、この条例により県を含め各主体が自ら率先して木材利用を進めていくことが重要という観点から、条例の名称を含め、条例全体として「促進」を「推進」に改めることとしたい。

○ 第2 定義

	意見の概要	対応案
1	<p>第2 定義(6)中の「保育」は、「保育所等における未就学児の保育」と混同される可能性があることから、別の文言とする必要があるのではないか。(子ども・福祉部)</p>	<p>森林施業における「保育」は、森林法に規定のある用語であり、別の用語に置き換えることは困難であるが、「保育所等における未就学児の保育」との混同を避けるため、「第2 定義」(6)から「、保育」を削ることとしたい。</p> <p>なお、「保育」はあくまで「森林における施業」の例示であり、「保育」を削ったとしても「その他の森林における施業」という部分で「保育」も読み込めることから、実質的な定義内容自体に変更が生じるわけではない。</p>
2	<p>第2 定義(9)において「教育」と「保育」を並列にて記載しているが、この場合、「保育」は「共働き家庭など保育の必要性がある子どもを保育所等で預かる」という意味合いが強くなり、条例の趣旨にはそぐわないと考えられることから、「教育（未就学児に対するものを含む）」とし、同条文中「保育」（2か所）を削除する必要があるのではないか。(子ども・福祉部)</p>	<p>幼児期の保育は、幼稚園等における教育と同様、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第1条参照）であり、森林環境教育・木育（森林教育）に当たっても重要な場となるものであることから、「第2 定義」(9)において「教育関係者等」として保育の関係者も含めて定義しているものであり、「教育（未就学児に対するものを含む。）」といった文言に置き換えてしまうと、一見して「保育」が含まれるかどうかのわかりにくくなってしまうおそれがあるため、「第2 定義」(9)において「保育」という文言は存置することとしたい。ただし、「教育関係者等」と定義していることとの^{ひょうそく}平仄を合わせ、「教育及び保育」を「教育等」として同号内で定義することとしたい。</p>

○ 第6 市町に対する支援

	意見の概要	対応案
1	<p>「施策を支援」という表現があるが、第5①において、「木材利用の促進に関する施策を策定し、及び実施する」としていることに合わせ、「施策の策定及び実施を支援」という表現が適切ではないか。(農林水産部)</p>	<p>御意見を踏まえ、「施策を支援する」を「<u>施策の策定及び実施</u>を支援する」に改めることとしたい。</p>

○ 第9 木材産業事業者の責務

	意見の概要	対応案
1	<p>「、県が実施する木材利用の…」の前に「供給できる樹種、価格等の状況を含め」を加える。 →現状では価格が不明で設計できない。 (警察本部)</p>	<p>木材利用に関係する県の部局だけでなく、木材の需要者全体にとっても供給できる樹種、価格等の情報の適切な提供は有意義であると考えられることから、「新たな用途の開発」の次に「、その事業活動に係る木材に関する正確かつ適切な情報の提供」を加えることとし、逐条解説において、当該情報には「供給できる樹種、価格等」が含まれる旨を記載することとしたい。</p>
2	<p>「並びに人材の育成」の前に「、品質確保に係る検査機器等の整備」を加える。 →含水率計さえ常備していない製材所もある。 (警察本部)</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「木材の有効利用及び安定的な供給（木材を使用した木製品の安定的な供給を含む。）の推進」を「木材（木材を使用した木製品を含む。）の有効利用、安定的な供給及び品質確保の推進」に改めることとし、逐条解説において、「品質確保の推進」には「検査機器等の整備」が含まれる旨を記載することとしたい。</p>

○ 第11 教育関係者等の責務

	意見の概要	対応案
1	<p>本条文における教育関係者等の責務は、次の2点でよいか確認をお願いしたい。</p> <p>①「森林環境教育及び木育の推進、そのための人材の育成及び他の森林教育の推進に関する活動を行う者」との<u>連携に積極的に努めること</u></p> <p>②関係する教育等に係る施設において、<u>木材利用に積極的に努めること</u></p> <p>仮に「森林環境教育及び木育の推進」や「そのための人材の育成」自体が責務とされているのであれば、教育関係者等との調整もされていない中で、人員等に余力がない現状の教育関係者等にとって過重な負担となるのではないかと懸念する。現段階ではそれらは努力義務であっても教育関係者等に課すべきではなく、まずは森林教育を実施する県や他の主体との連携のみの努力義務とすべきではないか。</p> <p>(子ども・福祉部)</p>	<p>本条における「教育関係者等の責務」は、</p> <p>①森林環境教育及び木育（森林教育）の推進に積極的に努めること</p> <p>②その（森林教育の推進の）ための人材の育成に積極的に努めること</p> <p>③他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に積極的に努めること</p> <p>④関係する教育等に係る施設において、木材利用に積極的に努めること</p> <p>の4点から構成されている。原案では、「及び」と「並びに」の使い方が不適切であったため、その構造がわかりにくかったので、「人材の育成及び」を「人材の育成並びに」に改めることとする。</p> <p>また、森林教育の推進等の努力義務を課すことは教育関係者等の過重な負担となるのではないかという御懸念は踏まえつつ、連携だけでなく、それぞれの教育関係者等のできるのところからでも森林教育の推進等にも取り組んでいただきたいという趣旨を込め、「積極的に努める」を「できる限り努める」に改めることとしたい。</p>

	意見の概要	対応案
2	<p>本条文中「木育」は定義づけが必要ではないか。(子ども・福祉部)</p>	<p>「森林環境教育」、「木育」及び「森林教育」については、それらの定義の必要性について検討会でも議論があったところであるが、「森林環境教育」と「木育」は重なり合う部分があり、県では今後、両者を統合して「(みえ)森林教育」として取り組んでいくとされたことや、森林環境教育や木育に取り組む団体によって取組内容が様々であるという実態も踏まえ、幅広く森林や木材に関わる教育的取組が包含できるよう、あえて定義は置かずに、「森林環境教育及び木育」と並立させた上で、それらを「森林教育」と総称するとしたところである。なお、逐条解説においては、「みえ森林教育ビジョン」も踏まえて、「森林教育」の具体的内容のイメージについて記述することとしたい。</p>
3	<p>後段について、「・・・との連携、並びに教育等に係る施設における木材利用に積極的に努める」とした方が読みやすいのではないか。(農林水産部)</p>	<p>上記「1」の対応案の後段で、前段は「できる限り努める」とし、後段は「積極的に努める」のままとすることとしたので、一つにまとめることは困難である。</p> <p>仮に上記「1」の対応案の後段の修文としない場合は、御指摘を踏まえ、「人材の育成並びに他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携に積極的に努めるとともに、その関係する教育等に係る施設において、木材利用に積極的に努める」を「人材の育成、他の森林教育の推進に関する活動を行う者との連携並びに当該教育関係者等に関する教育等に係る施設における木材利用に積極的に努める」に改めることとしたい。(「当該教育関係者等に関する」という特定は必要と考える。)</p>

○ 第13 木材利用方針

	意見の概要	対応案
1	③の冒頭部分は、「木材利用方針を定めるに当たっては」とした方が読みやすいのではないか。(農林水産部)	御意見を踏まえ、「木材利用方針において定める事項については」を「木材利用方針を定めるに当たっては」に改めることとしたい。
2	現在の木材利用方針において積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲を示しているが、その考え方が変わる予定はありますか。(県土整備部)	農林水産部に確認したところ、「みえ公共建築物等木材利用方針」の当該部分については、本条例に基づく「木材利用方針」と位置付けられた後も、基本的には現行の考え方を踏襲する見込みであるとのことである。

○ 第14 県の率先利用

	意見の概要	対応案
1	<p>②について、「県は、その整備する工作物等において」という表現があるが、打ち合わせテーブルや飛沫飛散防止パネルの枠も対象に含まれるよう、「県は、その整備する工作物や調達する物品等において」という表現を明確にした方が良いのではないか。(農林水産部)</p>	<p>御意見を踏まえ、「その整備する工作物等において」を「その整備する工作物及び調達する物品において」に改めることとしたい。なお、「工作物等」として想定していたのは工作物及び物品であるため、「等」は外している。</p>
2	<p>②の「工作物等」について、参照条文の法第十八条にある「工作物」が該当するように思いますが、「工作物等」について具体的にどのようなものまで含めることを検討しているのか教えてください。(県土整備部)</p>	<p>検討会での議論で「工作物等」の具体例として想定されていたのは、ガードレールや机・椅子等の備品であるが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第18条で例示されている高速道路の遮音壁や公園の柵も含め、「工作物等」は木材を利用することが可能な工作物や物品を幅広く指し示していると考えている。</p>
3	<p>大規模建築物や大空間のある建築物の場合、耐火集成材や大断面の集成材を利用することが想定され、この場合、製造・加工する工場が県内に無いことから、県産材とするに当たりコストや工期などの課題が考えられます。(県土整備部)</p>	<p>「第14 県の率先利用」①は、「木材利用方針で定めるところにより、<u>原則として</u>(……) 県産材を使用するものとする」ことを定めるものであり、御指摘のような課題がある場合に、例外として県産材を使用しないことも許容されるものとする。ただし、県産材を使用できない理由については説明できるようにすることが求められると考える。</p>
4	<p>建築物の規模によっては、県産材での調達が困難となることが考えられます。(県土整備部)</p>	<p>上記「2」の回答と同じ。</p>

	意見の概要	対応案
5	<p>「原則として」の後に、「要求性能を満足する限り」を加える。 →建築基準法の規制から樹種指定などの場合もあるため。 (警察本部)</p>	<p>「原則として」という表現は、やむを得ない理由がある場合は例外があり得ることを許容するものであり、「要求性能を満足する限り」というような文言を加えなくとも、御指摘のような法令の規制等による理由がある場合は、例外として県産材を使用しないことも許容されるものとする。</p>

○ 第 15 木材利用の促進

	意見の概要	対応案
1	<p>「(3) 建築物以外の分野における木材利用の促進に関すること。」とありますが、上記と同様に、「建築物以外の分野」について具体的にどのような範囲まで考えているか教えてください。(県土整備部)</p>	<p>「建築物以外の分野における木材利用」としては、ガードレール等の工作物における木材利用、家具やおもちゃにおける木材利用、木質バイオマスのエネルギー利用等、建築物以外の幅広い分野における木材利用を想定している。ただし、あくまで努力義務であるので、それぞれの部局でできるところから取り組んでいただければよく、全ての分野について満遍なく措置を講ずることまでは求めていないと考える。</p>